

経営会議の内容

件 名	大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正について
所 管 部	環境農政部
日時・場所	令和2年 8月25日（火） 9：25 ～ 9：50 研修室
出 席 者	市長、副市長、教育長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、生活環境保全課長
提 出 理 由	大和市路上喫煙の防止に関する条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・健康福祉部では、日頃から、受動喫煙の防止をはじめ、保健師による個別相談や禁煙外来の紹介など禁煙の支援も行っている。今後は、今回の条例改正の趣旨も踏まえ、環境農政部との連携を密にして取り組んでいきたいと考える。 ・全国的に見て域内全てを路上喫煙禁止区域としている事例はあるのか。 （所管部）全ての路上での喫煙禁止を定めているのは新宿区と文京区である。また、一部条件付きで全域を喫煙禁止としているのは13自治体ある。 ・今回、重点禁止区域は変更していないが、その背景を教えてください。 （所管部）重点禁止区域は、特に人通りが多い場所を指定している。今回の条例改正では、その点の考え方を変更するものではないため、重点禁止区域は変更していない。 ・市が屋外に設置している喫煙所は、今後、どのように取り扱っていくのか。 （所管部）受動喫煙の機会の低減を目的に加えた趣旨を踏まえながら、今後、具体的な取り扱いについて検討していく。なお、現在、市内5つの駅に6カ所、4つの公園に14カ所の喫煙所を設置している。また、条例の対象外ではあるが市の公共施設の屋外にも6カ所、喫煙所を設置している。 ・これまで指導員の方が巡回していると思うが、市内全域が路上喫煙禁止となることで指導の在り方は変わるのか。 （所管部）市内全域を路上喫煙禁止にするにあたり、車両を使った巡回方法について検討をしていきたいと考えている。 ・路上喫煙をなくすためには、単に「条例を改正しました」という周知を行うだけでなく、路上喫煙をしている人の行動を変えられるよう、粘り強く啓発を行っていくことが、今後、市に求められる取り組みであると思う。 ・これまで、小中学校の周辺は禁止区域となっていたので、路面に禁止区域を示す目立つマークがあった。今後、市全域で禁止になったとしても、学校の周辺においては、是非、今のような目立つマークを設置していただきたいと思う。 （所管部）今後も道路の表示は残していく考えである。全域が禁止になったとしても、学校周辺での意識が薄くならないよう、表示の方法について工夫していきたい。 ・私有地内で、道路等に接している場所に喫煙スペースが設けられている場合の対処方法について教えてください。 （所管部）私有地内に条例の規制はかけられないが、健康増進法において、受動喫煙を防止するための配慮義務が定められており、また、県には指導権限もあるため、連携しながら対応していきたいと考えている。

	・ 鉄道事業者や警察との連携について、どのように考えているか。 （所管部） 鉄道事業者には、一部のエリアで、看板の設置等に既に協力いただいている状況があり、今後も必要な連携をとっていききたいと思う。また、警察についても、改正条例の趣旨をしっかりと説明し、必要な連携につなげていききたいと思う。 ・ 公共施設の喫煙所の取扱いについては、各施設の所管部署が各々検討を進めていくのか。 （所管部） 環境農政部が中心となり、条例改正の趣旨をしっかりと説明しながら、各施設の喫煙所のあり方について検討を進めていく考えである。 ・ 当条例における加熱式たばこや電子たばこの取り扱いについて教えてほしい。 （所管部） 加熱式たばこは葉たばこを使っており、法律上のたばこに分類されるため、条例の対象となる。一方で、電子たばこは、たばこの葉を使っていないため条例の対象外である。しかし、どちらも外見だけでは見分けがつかないため、配慮してほしい旨を指導していきたいと考えている。 ・ これまで、路上喫煙禁止区域の対象外だった地域には、しっかりと路上喫煙の禁止を呼びかける必要があるので、看板の設置等についても検討していったほしい。
会議結果	案のとおり、進めていく。